

新日銀法下の金融政策をどう見るか

中央大学 建部 正義

報告者は、「日銀の金融政策はどうだったか——新日銀法 10 年——」（『経済』2008 年 7 月号）において、施行後 10 年を経過した新日銀法下の日本銀行の金融政策を検討し、以下の結論をえた。

新日銀法施行後の 10 年間におよぶ日本銀行の金融政策を振り返ると、次のような教訓を導き出すことができる。

第 1 は、量的緩和政策にはけっして復帰してはならないこと。金融政策の王道は、金利政策にある。また、量的緩和政策は、結果的に、理論的に間違ったアメリカ的＝マネタリスト的金融論の金融政策面への適用であった。

第 2 は、金融機関保有株式の買入措置を二度と繰り返してはならないこと。この措置にもとづく資金の供給は、流動性の資金の供給ではなく、資本性の資金の供与を意味する。そして、資本性の資金の供与ということになれば、その固有の権限は、政府の経済政策ないし財政政策に属する。日本銀行が政府からの独立性を要求するのであれば、その政策は、政府の経済政策ないし財政政策の独立性を侵すものであってはならない。

第 3 は、物価の安定という理念が大前提になるにせよ、それを実現するための政策手段としての金利操作が必然的に所得の再分配という側面をともなうものである以上、日本銀行は、金融政策を実施するにあたって、企業・銀行・政府サイドへの影響に目配りするだけでなく、国民サイドへの影響にも十全な目配りを行なうべきであるということ。

第 4 に、日本銀行は、ゼロ金利政策、金融機関保有株式の買入措置、ならびに、量的緩和政策の功罪について、適切な時期に自ら総括し、世界の中央銀行にこれを参考資料として公表すべきこと。これらの政策が世界の中央銀行の歴史に認められない異例中の異例の政策であった事実を照らして、このことは、日本銀行が世界の中央銀行にたいして果たすべき当然の責務であるといわなければならない。

以上であるが、その後、FRBによるゼロ金利政策の採用と量的緩和政策への移行という措置が伝えられている。また、日本銀行によるゼロ金利政策への復帰や金融機関保有株式の買入措置の復活という事態も考えられないわけではない。

本報告の目的は、こうした経験に照らしつつ、金融政策のあるべき姿について、再考察をくわえることに求められる。